

千曲市告示第88号

千曲市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月26日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱の一部を改正する告示

千曲市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱（令和6年千曲市告示第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市地域活性化起業人制度実施要綱

第1条中「（企業人材派遣制度）」を削り、「令和3年3月30日付け総行応第78号」の次に「及び令和6年3月29日付け総行応第131号」を、「の社員」の次に「又は三大都市圏の企業等に勤務しながら副業を行う者」を加え、「における」を削り、「や価値」を「及び価値」に、「、経済」を「並びに地域経済」に、「、安心・安全」を「並びに安心・安全」に改める。

第2条第2号中「地域活性化起業人」を「企業派遣型地域活性化起業人」に、「地域独自」を「本市独自」に、「や価値」を「及び価値」に、「、地域経済」を「並びに地域経済」に、「、安心・安全」を「並びに安心・安全」に改め、同条第3号中「、地域活性化起業人」を「、企業派遣型地域活性化起業人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 副業型地域活性化起業人 三大都市圏に所在する民間企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含み、現に本市の区域に勤務する者を除く。）であつて、6月以上3年以内の期間、継続して本市の業務に従事し、地方圏へのひとの流れを創出することを目指し、本市独自の魅力及び価値の向上並びに地域経済の活性化並びに安心・安全につながる業務に従事するものをいう。

第3条中「地域活性化企業人」を「企業派遣型地域活性化起業人及び副業型地域活性化起業人（以下「地域活性化起業人等」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（協定の締結）

第4条 地域活性化起業人等の就業条件、費用負担その他必要事項については、市と派遣元企業又は副業型地域活性化起業人になろうとする者が協議の上、協定書で定めるもの

とする。この場合において、副業型地域活性化起業人になろうとする者は、事前に勤務する民間企業等から副業型地域活性化起業人として活動する旨、副業形態等の承諾を得るものとする。

第5条を削る。

第6条の見出し中「と配属先」を削り、同条第1項中「地域活性化起業人」を「地域活性化起業人等」に改め、「社員」の次に「又は勤務する民間企業等の社員」を加え、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「派遣元企業から地域活性化起業人」を「地域活性化起業人等」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「地域活性化起業人」を「地域活性化起業人等」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「地域活性化起業人」を「地域活性化起業人等」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「地域活性化起業人」を「地域活性化起業人等」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「と派遣元企業の代表者が協議の上、別」を「が別」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この告示は、令和7年5月26日から施行する。